

名古屋市ホームレス自立支援事業実施要綱

（趣旨）

第 1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第 3条に規定する生活困窮者のうち、一定の住居を持たない生活困窮者（以下「ホームレス等」という。）の就労等による自立を支援するため実施する自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2条 実施主体は、名古屋市とする。ただし、当該事業の運営については次の団体に委託する。

名 称	委託する団体
自立支援事業 あつた	名古屋市熱田荘の指定管理者
自立支援事業 なかむら	名古屋市笹島寮の指定管理者

2 前項の規定により委託を受けた者は、必要に応じて、実施施設に通称を設定することができるものとする。この場合においては、事前協議のうえ市長に届け出なければならないものとする。

（実施施設）

第 3条 自立支援事業を実施する施設の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。

名 称	定 員	位 置
自立支援事業 あつた	79人	名古屋市熱田区神宮四丁目9番14号
自立支援事業 なかむら	74人	名古屋市中村区名駅南二丁目9番22号

2 前項に定める位置にかかわらず、それぞれ定員の範囲内において近隣の賃貸住宅にて自立支援事業を実施することができる。この場合、前項に定める施設と一体的に運営を行わなければならない。

（事業内容）

第 4条 市長は、第 1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）生活困窮者自立相談支援事業に関すること。
- （2）生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

(3) その他生活困窮者の支援に資する事業に関すること。

2 前項第1号及び第2号に掲げる事業の実施にあたっては、「自立相談支援事業の手引き」及び「一時生活支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会援護局地域福祉課長通知）を参考にするものとする。

(利用対象者)

第5条 自立支援事業の利用対象者は、ホームレス等のうち、原則として稼働能力のある者又は利用期間内において稼働能力の回復が見込める者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

(2) 社会福祉事務所長が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

(利用期間)

第6条 自立支援事業を利用できる期間は、原則として3月間以内とする。ただし、別に定める場合に該当するときは、延長することができる。

(利用の許可)

第7条 自立支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し)

第8条 市長は、別に定める場合に該当するときその他管理上やむを得ない事由が生じたときは、利用の許可を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。